



---

# 再資源化事業等高度化法について

---

2025年9月25日

環境省 九州地方環境事務所

資源循環課 課長補佐

倉石 真純



---

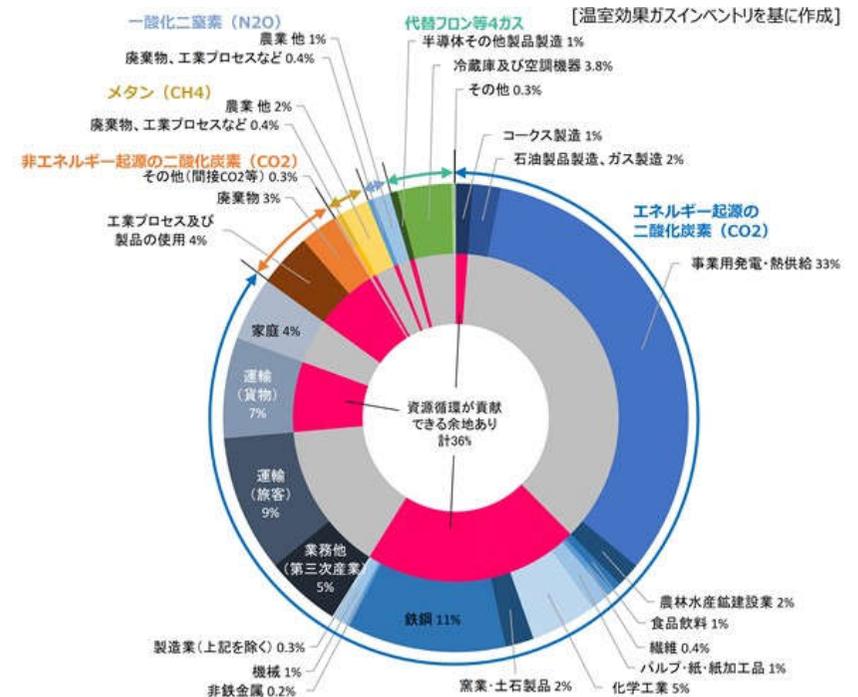
# 再資源化事業等高度化法の概要

---

■ **資源循環**は、**ネットゼロ**（我が国排出量の約**36%**を占める分野の**削減に貢献可能**）のみならず、**経済安全保障**（資源の安定供給の確保）や**地方創生**など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要。

■ 欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて**資源循環の産業競争力を強化**することが重要。

## 我が国におけるGHG排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門



出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）  
「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表 参考資料集」

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、**製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給**されるよう、**再資源化の取組を高度化**し、**資源循環産業の発展**を目指す。

- 欧州では、様々な製品について、再生材の利用に係る定量目標等が決定される動きが存在。
- グローバルに活躍する我が国企業にとっても、良質な再生材の十分な確保が不可欠。

## 自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（案）（欧州委員会）

2023年7月13日、欧州委員会は、現行のELV指令（End-of-Life Vehicle指令、廃自動車指令）等を改正し、「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」を公表した。規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれている。

### 【再生プラスチック最低含有率のポイント】

時期	再生プラスチック最低含有率※
施行6年後～ （欧州委員会の事前検討では2031年を想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 25%（ポストコンシューマー材）</li> <li>• 上記25%のうち25%（= 6.25%）は、当該車型のcar to carリサイクル由来</li> </ul>

※再生プラスチック最低含有率の20%とするなどとした修正案についても議論中

## 包装材と包装廃棄物に関する規制案（欧州委員会）

2022年11月30日、欧州委員会は包装に関する新しいEU全体の規則を提案した。主要目標は、2040年までに加盟国当たり一人当たりの包装廃棄物を2018年と比較して15%削減することである。プラスチック製の包装材は、2030年1月以降、包装の種類に応じて10%から35%までのポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件を設定する。2040年以降は、さらにこの要件を強化し、50%以上の最低使用要件を設定することとされている。

包装材におけるポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件

	2030年以降
(a)ポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする接触到に敏感な包装材	30%
(b)PET以外のプラスチック材料で作られた接触到に敏感な包装材 ※シングルユースの飲料用PETボトル除く	10%
(c)シングルユースの飲料用PETボトル	30%
(d)(a)、(b)及び(c)以外の包装材	35%

# 法律の背景 ～Scope3への対応～

- ESG投資では、グローバル企業（大企業）は、自らの排出量（Scope1,2）だけでなく、サプライチェーン全体の排出量（Scope3）まで把握しているかを問われる。
- グローバル企業（大企業）がサプライチェーン排出量の目標を設定する際、**サプライチェーンに組み込まれている企業（廃棄に関わる廃棄物処理業者含む）**に対し、**自らの排出量の把握を求める**ケースも出てきており、今後増加することが見込まれる。
- 排出事業者が、産業廃棄物の処理を委託する場合に、**廃棄物処理業者の脱炭素や資源循環の取組を重視して業者の選定をすることも想定**される。

**Scope1** : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

**Scope2** : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

**Scope3** : Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**



○の数字はScope3のカテゴリ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

## 基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

## 再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ **特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の**高度化**に  
向けた**全体の底上げ**

## 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

### <①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

### <②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

### <③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

# 再資源化事業等高度化法に係る今後のスケジュール



2024年

5月 法律の成立、公布

2025年

2月 法の一部施行（基本方針、判断の基準）

秋ごろ 政令・省令等の公布

施行に向けたマニュアル・ガイドライン等の策定

11月1日目標 全体施行（認定制度、公表・報告制度※など）

※ 報告義務については、急な負担とならないように考慮

---

**基本方針、判断基準**  
**(令和7年2月1日施行)**

---

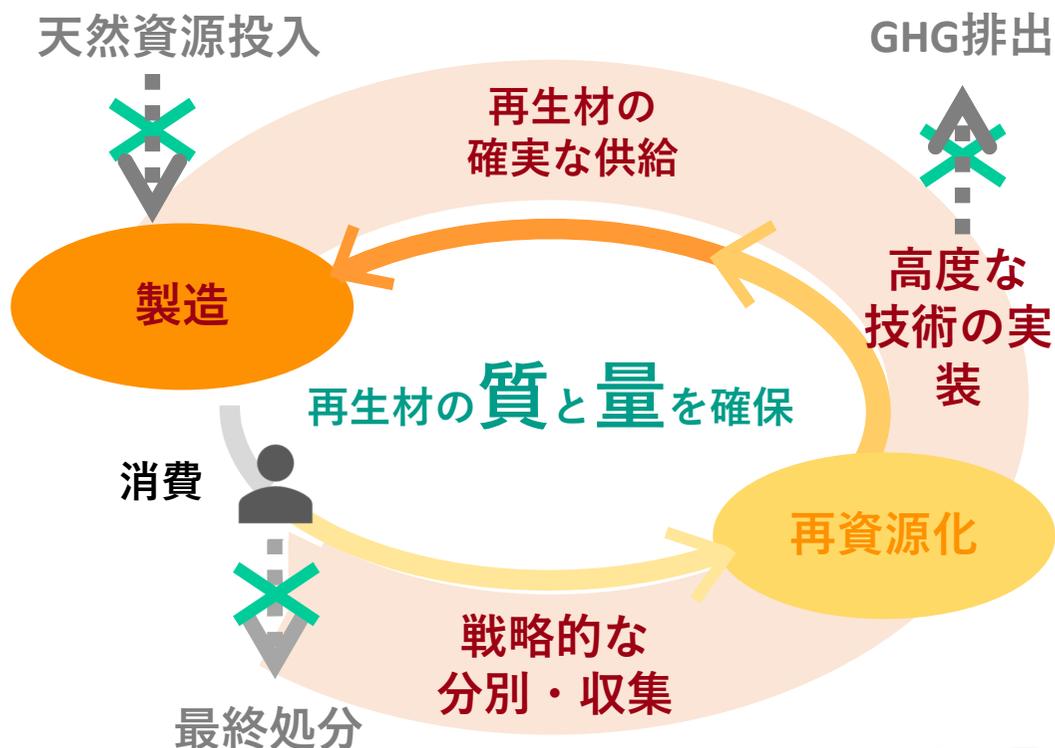
# 1. 総則 (第1章)

## 目的

(第1条関係)

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

### <高度化のイメージ>



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

## 2.【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針①（基本的方向・基本的事項）

### 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれた基本的な方針

#### 一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

- 適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産学官が連携して、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要
- 国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現する

#### 二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項（法で示した三つの方向性毎に定める）

##### ①再資源化事業の効率的な実施のための措置

- 製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進する
- 先進的な取組等を通じて培った高い技術力を一層効果的に活用することにより、市場に新たな価値を創出していくことが重要
- 動静脈で再生部品又は再生資源の利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施する

##### ②再資源化の生産性の向上のための措置

- 焼却処分又は埋立処分を抑制するとともに、再生部品又は再生資源が天然資源等を代替することで、その投入や輸送に伴う温室効果ガス排出量を抑制することが重要であり、そのため従来再資源化が困難であった廃棄物についても可能としていくことが必要
- 需要の逼迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要

##### ③再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- 国際的に製品のライフサイクル全体での温室効果ガス排出量を評価する動きがあることなど、再資源化の実施を促進するのみならず、再資源化の実施の工程自体も脱炭素化していくことが重要

## 2.【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針②（各主体の取組）

<p><b>国</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 製造事業者等と廃棄物処分業者（動静脈）の連携による資源循環を促進するため必要な措置を講ずるよう努める           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備</li> <li>➢ 再生部品又は再生資源の利用拡大と安定供給、再生部品又は再生資源の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進</li> <li>➢ 関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信</li> </ul> </li> <li>✓ 高度再資源化事業の認定により、先進的な再資源化事業を支援するとともに、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める</li> <li>✓ 高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する</li> <li>✓ 再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する</li> </ul>
<p><b>地方 公共団体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 引き続き廃棄物処理法に基づく廃棄物の着実な適正処理等に重要な役割を果たす</li> <li>✓ 資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講ずる</li> <li>✓ 市町村は、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進める</li> </ul>
<p><b>廃棄物 処分業者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 循環資源の積極的な回収、再生部品又は再生資源の需要や再生部品又は再生資源利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める</li> <li>✓ 廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための技術の向上を図る</li> <li>✓ 破碎から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化、製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施、製品への再生部品又は再生資源の利用とその情報発信、需要に応じた資源循環の促進に努める</li> <li>✓ 廃棄物の処分を委託する際、性状等の情報提供など、得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努める</li> <li>✓ 廃棄物の処分を委託するに当たり、製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化の実施の工程の脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定するよう努める</li> </ul>
<p><b>国民 消費者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各主体の取組を踏まえ、地方公共団体の定めたルールに従って行う適切な分別排出や資源回収、リユース品や修理サービスの活用など 資源循環の取組について理解を深めるとともに、再生部品又は再生資源利用製品の選択など、生活者としての主体的な意識改革や行動変容に努める</li> </ul>

## 2.【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針③（目標等）



### 三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

- 処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定

項目	目標（2030年度）
①循環利用率	入口側：約19% 出口側：約44%
②資源生産性	約60万円/トン
③天然資源消費量	約11トン/人・年
④最終処分量	一般廃棄物：約3.2百万トン（2022年度比約5%削減） 産業廃棄物：約7.8百万トン（2022年度比約10%削減）
⑤温暖化効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約29百万トン-CO2/年 循環経済への移行に関わる部門由来：約343百万トン-CO2/年

素材別の目標等	目標（2030年度）
・レアメタル、ベースメタル等	金属リサイクル原料：処理量を2030年度までに倍増 廃家電：4品目（廃エアコン、廃テレビ、廃冷蔵庫・冷凍庫、廃洗濯機・衣類乾燥機）合計の回収率70.9%以上（廃エアコンについては53.9%以上） 電子スクラップ（e-scrap）：2030年までにリサイクル処理量約50万トン（2020年比5割増） 小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進
・プラスチック	プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。 再生プラ：2030年度までに「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入するなど、市場ルールを形成。
・バイオマス	バイオマス活用推進基本計画の目標：2030年までに、バイオマスの年間産出量の約80%を利用すること
・土石、建設材料	建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進するとともに、適切に再資源化等がされるよう再生部品又は再生資源の新規用途の開拓や拡充等を促進する。 製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

## 2.【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針④（重要事項）



### 四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は以下の取組を進めるものとする。

- 再資源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための、廃棄物処理法の順守による適正な処分の推進、関係法令の対応も含めた生活環境の保全上の措置が講じられた最終処分場の確保に必要な措置
- 審査・認定について全面的に国の責任で行うとした上での、地域の実情を把握している地方公共団体との緊密な連携
- 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ（CPs）」など様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進
- 廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、また、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材や資源循環の取組を牽引する人材の育成
- 災害時における災害廃棄物の徹底的な分別・再資源化を行うとともに、平常時から廃棄物処分業者が災害廃棄物の処理に積極的に協力することや都道府県が必要な支援を行うよう、関係法令の対応含めた処理体制の確保や必要な支援等の実施
- 国際的な資源循環ルール作りに積極的な貢献、法に基づく認定や評価を踏まえた国際的なルール作りや標準化
- 目標等の達成状況や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策に資する情報を把握し、再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化の状況その他情勢の推移を踏まえた検討の実施（見直し）

### 3.【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組①

- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を**判断の基準**として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、**産業全体を底上げ**。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p><b>【需要に応じた再生材の規格・量の把握】</b>            （再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項）</p> <p>第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照</li> <li>• 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集</li> <li>• 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握</li> </ul>
<p><b>【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】</b>            （技術の向上に関する事項）</p> <p>第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握</li> <li>• 当該技術を有する設備の導入の検討</li> </ul>

### 3.【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組②

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p><b>【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】</b></p> <p>（温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項）</p> <p>第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないように留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再資源化の工程を効率化する設備の導入</li> <li>• 再資源化の工程の集約化の検討</li> <li>• 保有する設備の運用について、管理基準の設定</li> </ul> <p>例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等</p>
<p><b>【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】</b></p> <p>（再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項）</p> <p>第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定</li> </ul>

### 3.【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組③



判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p><b>【人材育成・研修・労働環境の改善】</b>  <small>（その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）</small></p> <p>第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講</li> </ul>
<p><b>【再資源化の実施状況の公表】</b>  <small>（その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）</small></p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表</li> </ul>

※ 特定産業廃棄物処分業者（2025年2月1日施行）

一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。

二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

---

## **認定制度等の検討状況 (政令・省令等の暫定イメージ)**

---

# 再資源化事業等高度化法認定制度と廃棄物処理法許可の各基準の比較



	廃掃物処理法	再資源化事業等高度化法	
		類型① 高度再資源化事業	類型② 高度分離・回収事業
事業内容の基準	-	高度な再資源化事業に係る ①再生材の安定供給、 ②トレーサビリティの確保 等の独自基準	高度な分離・回収技術に係る 再資源化の生産性の向上 等の独自基準
廃棄物処理施設 技術上の基準	廃棄物処理施設が満たすべき 構造等の基準	廃棄物処理法と同等 + 高度な再資源化に 資する構造	廃棄物処理法と同等 + 高度な分離・回収に 資する構造
廃棄物処理施設 維持管理基準	廃棄物処理施設が満たすべき 維持管理に課する基準	廃棄物処理法を適用	廃棄物処理法を適用
申請者の基準	欠格事由に該当しないこと	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物処理施設及び 申請者の能力の基準	事業を的確に、継続して行うに 足りるものとして定める基準	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物の 処理基準	廃棄物処理（収集運搬、処分 （それぞれ保管含む））に おいて満たすべきの基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + ①事業内容の証明方法、② 廃棄物の保管方法 等の独自基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + 対象廃棄物ごとの高度な 分離・回収技術に特化した 独自基準

※ 類型③再資源化工程高度化事業における各基準は廃棄物処理法の規定による。

## 【概要】 類型① 高度再資源化事業のポイント

### 制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

### 認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」（再委託含む）や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスリム化（再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

### 対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

### 事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 責任分界点、管理体制が明確であること

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【高度再資源化事業計画の記載事項①】

申請する事業の内容には次を含むものとする。

- 高度再資源化事業において再資源化を実施する廃棄物の種類及び認定後再資源化される見込みの廃棄物の種類ごとの重量
- 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲
- 高度再資源化事業に係る一連の処理の工程を申請者が統括して管理する体制
- トレーサビリティ（廃棄物の収集から再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給までの行程において、当該廃棄物の種類、数量、性状及び所在を記録し、及び把握することをいう。）を確保するための仕組みの概要

責任分界点や統括的管理の確認

動静脈連携に不可欠な品質や状況管理方法の確認

そのほか申請する事業計画に記載を求める事項は、次のとおりとする。

- 廃棄物の収集から再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給までに通常要する期間
- 高度再資源化事業において一般廃棄物処理基準又は再資源化事業等高度化における産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置
- 廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 廃棄物処理施設に係る着工予定年月日及び使用開始予定年月日

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【高度再資源化事業計画の記載事項②】

(再委託する場合)

変動しないもの

再委託先の名称には、当該者の特定に資する情報として法人番号を付記するものとする。

再委託先が行う収集、運搬又は処分の別は、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が再委託先に関する情報を直ちに確認することができる措置の有無を付記するものとする。

(廃棄物処理施設を設置する場合)

環境省が常に再委託者の最新情報を把握できること

法で求める『廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設の位置
- ・ 廃棄物処理施設の処理方式
- ・ 廃棄物処理施設の構造及び設備
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法
- ・ 設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- ・ その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

法で求める『廃棄物処理施設の維持管理に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- ・ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ・ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【申請時に添付を求める書類】

- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面
- ・ 申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書
- ・ 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ・ 申請者が必要な能力を有することを証する書類
- ・ 法で求めている再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標の算出の根拠を示す書類
- ・ 申請者が欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類
- ・ 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設がその基準に適合することを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が法で定義する廃棄物処理施設であって、当該施設に係る廃棄物処理法の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が技術上の基準等に適合することを証する書類
- ・ 高度再資源化事業として廃棄物の再使用を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し
- ・ 廃棄物処理施設を新設する場合は以下の書類
  - 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図
  - 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源が、需要者に対して供給されると見込まれることを確認できる書面の写し

定量的指標の確認

動静脈連携の確認

### 【生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類】

当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・ 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
- ・ 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- ・ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- ・ 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- ・ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- ・ 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- ・ その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【適正な配慮がなされるべき周辺の施設】

適正な配慮がなされるべき周辺の施設とは、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

### 【廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準】

廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行えること。

### 【縦覧等を要する廃棄物処理施設】

縦覧等を要する廃棄物処理施設は、認定の申請に係る高度再資源化事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設類が焼却施設である場合とする。

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【認定の基準（高度再資源化事業の内容）】

動静脈連携の創出を趣旨として設定

高度再資源化事業の内容として、認定に必要な基準は次のとおりとする。

- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状が、当該再生部品又は再生資源が利用されると見込まれる製品等の標準的な規格及び市場の状況に照らして、需要者に対して安定的に供給することができると認められること。
- ・ 再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標が、適切に算出されたものであり、かつ、処理する廃棄物の重量に照らして、需要者が行い、又は行おうとする事業の属する業種の業態からみて再生部品又は再生資源の大部分が供給されると認められること。
- ・ 収集しようとする廃棄物が、通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって、生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合には、当該支障を防止するための適切な措置が講じられていること。
- ・ 高度再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。
- ・ 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。
- ・ 高度再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
- ・ 高度再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
- ・ 地域の環境の保全のための取組並びに地域の振興及び社会の健全な発展に資する措置を併せて行うものであると認められること。
- ・ トレーサビリティが確保されると認められること。
- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源をわが国の資源循環に寄与する取組を行う者に供給するものであること。

地方創生

経済安全保障、産業競争力強化

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【認定の基準（申請者の能力、施設の能力）】

#### 申請者の能力に係る基準

- ・ 高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

#### 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

- ・ 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ・ 積替施設を有する場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

#### 廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

- ・ 再資源化その他廃棄物の処分に適する施設であること。
- ・ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- ・ 当該施設が、廃棄物処理施設（この計画に基づいて新設するものは除く。）である場合にあっては、当該施設に係る廃棄物処理法による許可を受けたものであること。
- ・ 保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【認定の基準（廃棄物処理施設の技術上の基準）】

廃棄物処理施設に求める技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 一般廃棄物処理施設のうち、ごみ処理施設にあつては、廃棄物処理法で定めるごみ処理施設に係る規定によること。
- ・ 産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法で定める産業廃棄物処理施設に係る規定によること。

再資源化に必要な行為の用に供する廃棄物処理施設に係る技術上の基準は上記のほか、次のとおりとする。

- ・ 再生部品又は再生資源に求められる規格を満たすための設備又は装置が設けられていること。
- ・ 投入された廃棄物に対して、効率よく再生部品又は再生資源を得られる構造であること。
- ・ 安定的に再生部品又は再生資源を供給するために必要な措置が講じられていること。

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【高度再資源化事業計画の認定証】

環境大臣は、認定若しくは変更の認定をしたとき又は変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ・ 認定高度再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設の名称及び所在地
- ・ 認定高度再資源化事業計画に再委託先が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び法人にあっては、法人番号並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

### 【船舶又は運搬車を用いて行う廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準等】

認定高度再資源化事業者は、船舶又は運搬車を用いて認定高度再資源化事業計画に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶又は運搬車である旨及び当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該船舶又は運搬車の外側に見やすいように表示するものとする。ただし、トレーサビリティを常時かつ即時に確保するための仕組みを有し、かつ、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が再委託先に関する情報を直ちに確認することができる措置を講じている場合は、この限りでない。

廃棄物の量・所在等やその収集・運搬事業者を即時に確認することができる場合は表示が不要

また、廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶又は運搬車に認定を受けたことを証する書面を備え付けおくこと。ただし、書面の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該収集又は運搬を行う場合において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示され、当該記録をもって当該書面に代えることができる場合はこの限りではない。

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【計画の変更の認定の申請】

変更の認定を受けようとする認定高度再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始予定年月日

また、変更の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- ・ 当該変更が認定申請に係る書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類
- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【計画の変更の認定を要しない軽微な変更】

変更の認定を要せずに届出手続きとする軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- ・ 事業計画の内容に係る変更であって高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの
- ・ 再委託先に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの（電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が再委託先に関する情報を直ちに確認することができる措置を講じている場合に限る。）
  - 氏名又は名称の変更
  - 廃棄物の収集又は運搬を行う者の変更 柔軟な収集運搬
- ・ 再委託先を即時に確認することができる場合
- ・ 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設の変更
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備の変更（保管施設に係る変更に限る。）
- ・ 新設する廃棄物処理施設に規定する変更であって、次に掲げるもの
  - 廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大しないもの。
  - 廃棄物処理施設の位置又は廃棄物処理施設の構造及び設備に掲げる事項に係る変更であって、当該変更に伴う数値の変化により生活環境への負荷が増大しないもの。
  - 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に係る変更（排ガス又は排水の量の増大しない変更に限る。）
- ・ 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る変更（周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減せられるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものに限る。）

### 【届出の手続き】

変更に係る届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が添付書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始年月日

### 【認定高度再資源化事業の廃止の手続き】

認定高度再資源化事業者は、認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【高度再資源化事業の実施の状況に関する報告】

認定高度再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度再資源化事業計画に係る高度資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物の種類及び種類ごとの重量
- ・ 当該一年間に認定高度再資源化事業計画に係る再資源化により得られた再生部品又は再生資源の種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物のうち再資源化されずに処理されたものの種類ごとの重量及びその処理を行った者
- ・ 再資源化事業等高度化法に規定する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況
- ・ 当該一年間における再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標に係る実績

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【再委託の基準】

再委託に係る委託契約は書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

- ・ 委託に係る産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ・ 産業廃棄物の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力
- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 認定高度再資源化事業者が受託者に支払う料金
- ・ 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ・ 認定高度再資源化事業者の有する委託に係る産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
  - 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - 当該産業廃棄物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ・ 委託契約の有効期間中に委託に係る産業廃棄物に係る上記の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ・ 委託契約に係る業務終了時の受託者の認定高度再資源化事業者への報告に関する事項
- ・ 委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る産業廃棄物の取扱いに関する事項

当該委託契約書等の保存期間は、五年とする。

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【産業廃棄物の処理基準（収集・運搬）①】

産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

- 収集又は運搬は、次のように行うこと。
  - 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業の実施のために産業廃棄物の種類ごとに仕切りを設けることその他必要な措置を講ずること。
- 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
  - 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
  - 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
  - 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【産業廃棄物の処理基準 (収集・運搬) ②】

- 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の適切な積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
- 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 ※ 保管の数量に係る上限はなし 再生材の安定供給
  - ▶ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
    - ✓ 再生部品又は再生資源の腐敗、変敗、その他の品質の劣化を防ぐ対策が講じられていること。 品質安定化
    - ✓ 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
    - ✓ 屋外に容器を用いずに保管する場合は、一定の高さを超えない保管方法となっていること。
  - ▶ 保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
    - ✓ 保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
    - ✓ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
  - ▶ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - ▶ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、消火設備その他の環境省令で定める措置を講ずること。
  - ▶ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 火災事故等の防止

## (政令・省令等のイメージ) 類型① 高度再資源化事業

### 【産業廃棄物の処理基準（処分）】

産業廃棄物の処分に当たっては、次によること。

- 処分は、次のように行うこと。
  - 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業の実施のために産業廃棄物の種類ごとに仕切りを設けることその他必要な措置を講ずること。
- 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 産業廃棄物を焼却、熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）を行う場合には、廃棄物処理法の規定による方法により行うこと。
- 産業廃棄物の保管を行う場合には、収集・運搬時の保管の方法と同様。

保管の数量の上限撤廃

## 【概要】 類型② 高度分離・回収事業のポイント

### 制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

### 認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、合理的な処理基準や施設基準

### 対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定）
  - 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
  - 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

### 事業に求める要件例

- 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 周辺生活環境に影響がないこと
- その他、廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

## (政令・省令等のイメージ) 類型② 高度分離・回収事業

### 【指定する対象廃棄物】

対象廃棄物は、その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして、環境大臣が告示で定めるものとする。

↳ 廃太陽電池、廃リチウムイオン蓄電池、廃ニッケル水素蓄電池とする。

### 【高度分離・回収事業計画の記載事項①】

申請する事業の内容には次を含むものとする。

- ・ 高度分離・回収事業において再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化される見込みの廃棄物の種類ごとの重量
- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源の利用方法

そのほか申請する事業計画に記載を求める事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

### 【高度分離・回収事業計画の記載事項②】

(廃棄物処理施設を設置する場合)

法で求める『廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設の位置
- ・ 廃棄物処理施設の処理方式
- ・ 廃棄物処理施設の構造及び設備
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法
- ・ 設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- ・ その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

法で求める『廃棄物処理施設の維持管理に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- ・ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ・ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

## (政令・省令等のイメージ) 類型② 高度分離・回収事業

### 【申請時に添付を求める書類】

- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面
- ・ 申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書
- ・ 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ・ 申請者が必要な能力を有することを証する書類
- ・ 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標の算出の根拠を示す書類 定量的指標
- ・ 申請者が欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が法で定義する廃棄物処理施設であって、当該施設に係る廃棄物処理法の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が技術上の基準等に適合することを証する書類
- ・ 高度分離・回収事業として廃棄物の再使用を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し
- ・ 廃棄物処理施設を新設する場合は以下の書類
  - 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図
  - 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ そのほか対象廃棄物別に環境大臣が告示で定める書類

## (政令・省令等のイメージ) 類型② 高度分離・回収事業

### 【適正な配慮がなされるべき周辺の施設】

適正な配慮がなされるべき周辺の施設とは、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

### 【廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準】

廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行えること。

## (政令・省令等のイメージ) 類型② 高度分離・回収事業

### 【認定の基準（高度分離・回収事業の内容）】

高度分離・回収事業の内容として、認定に必要な基準は次のとおりとする。

- ・ 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標が、適切に算出されたものであり、かつ、当該指標が高度な技術を用いることによるのみ達成が可能であると認められること
- ・ 高度分離・回収事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
- ・ 高度分離・回収事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
- ・ 地域の環境の保全のための取組並びに地域の振興及び社会の健全な発展に資する措置を併せて行うものと認められること。
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

### 【認定の基準（申請者の能力、施設の能力）】

#### 申請者の能力に係る基準

- ・ 高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

#### 廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

- ・ 再資源化その他廃棄物の処分に適する施設であること。
- ・ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- ・ 当該施設が廃棄物処理施設（この計画に基づいて新設するものは除く。）である場合にあっては、廃棄物処理法による許可を受けたものであること。
- ・ 保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

## (政令・省令等のイメージ) 類型② 高度分離・回収事業

### 【認定の基準（廃棄物処理施設の技術上の基準）】

廃棄物処理施設に求める技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- ・ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・ 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ・ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- ・ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- ・ 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
- ・ 高度分離・回収事業の実施に資するものであること。
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

対象廃棄物・技術を踏まえた独自基準を想定

### 【高度分離・回収事業計画の認定証】

環境大臣は、認定若しくは変更の認定をしたとき又は変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ・ 認定高度分離・回収事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設の名称及び所在地

### 【計画の変更の認定の申請】

変更の認定を受けようとする認定高度分離・回収事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始予定年月日

また、変更の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- ・ 当該変更が認定申請に係る書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類
- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

## (政令・省令等のイメージ) 類型② 高度分離・回収事業

### 【届出の手続き】

変更に係る届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が添付書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始年月日

### 【認定高度分離・回収事業の廃止の手続き】

認定高度分離・回収事業者は、認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

### 【高度分離・回収事業の実施の状況に関する報告】

認定高度分離・回収事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物の種類及び種類ごとの重量
- ・ 当該一年間に認定高度分離・回収事業計画に係る再資源化により得られた再生部品又は再生資源の種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物のうち再資源化されずに処理されたものの種類ごとの重量及びその処理を行った者
- ・ 再資源化事業等高度化法に規定する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況
- ・ 当該一年間における再資源化の生産性の向上の程度を示す指標に係る実績

## (政令・省令等のイメージ) 類型② 高度分離・回収事業

### 【産業廃棄物の処理基準（処分）】

産業廃棄物の処分に当たっては、次によること。

- 処分は、次のように行うこと。
  - 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業の実施のために産業廃棄物の種類ごとに仕切りを設けることその他必要な措置を講ずること。
- 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定めるものとする。

対象廃棄物・技術を踏まえた独自基準を想定

## 【概要】 類型③ 再資源化工程の高度化のポイント

### 制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

### 認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

### 事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（GHG）評価

### 【再資源化工程高度化計画の記載事項】

申請する事業計画にさらに記載を求める事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
- ・ 廃棄物処理施設の処理能力
- ・ 廃棄物処理施設の維持管理であっては次に掲げる事項
  - 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
  - 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
  - その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- ・ 廃棄物処理法の許可を受ける際に都道府県等により条件を付されている場合には、その内容及び対応

### 【申請時に添付を求める書類①】

- ・ 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ・ 処理工程図
- ・ 廃棄物処理施設の付近の見取図
- ・ 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ・ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書
- ・ 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し
- ・ 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
- ・ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- ・ 申請者に使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- ・ 再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標の算出の根拠を示す書類
- ・ 申請者が欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類

定量的指標

### 【申請時に添付を求める書類②】

- ・ 再資源化工程高度化計画に記載された廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法の規定による許可を受けていることを証する書類
- ・ 申請者が、申請の際、現に廃棄物処理法に規定する優良産業廃棄物処分業者である場合にあっては、優良産業廃棄物処分業者であることを証する書類
- ・ 再資源化工程高度化計画の内容が、申請者が排出した廃棄物を自ら処分する場合であって、かつ、申請者が、申請の際、現に廃棄物処理法に規定する多量排出事業者である場合にあっては、多量排出事業者処理計画の写し

## (政令・省令等のイメージ) 類型③ 再資源化工程の高度化

### 【認定の基準（再資源化工程の高度化の内容）】

再資源化工程の高度化の内容として、認定に必要な基準は次のとおりとする。

- ・ 再資源化工程の高度化により、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の十分な削減が認められること。
- ・ 再資源化工程の高度化により導入しようとする設備が、導入前のものと生活環境の保全に係る機能が同等以上であること。
- ・ 再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法の許可を受けていること。

### 【認定の基準（廃棄物処理施設の技術上の基準）】

廃棄物処理施設に求める技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 一般廃棄物処理施設のうち、ごみ処理施設にあつては、廃棄物処理法で定めるごみ処理施設に係る規定によること。
- ・ 産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法で定める産業廃棄物処理施設に係る規定によること。

## (政令・省令等のイメージ) 類型③ 再資源化工程の高度化

### 【申請者の能力の基準】

- ・ 再資源化工程の高度化を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 再資源化工程の高度化を的確に行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ・ 再資源化事業等高度化法で定める判断の基準に係る取組を行っていること。
- ・ 再資源化工程高度化計画に記載された産業廃棄物処理施設を用いて、産業廃棄物の処理を受託する事業を行う場合にあっては、優良産業廃棄物処分業者であること。

最新設備把握、省エネ化等

### 【適正な配慮がなされるべき周辺の施設】

適正な配慮がなされるべき周辺の施設とは、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

### 【再資源化工程高度化計画の認定証】

環境大臣は、認定若しくは変更の認定をしたとき又は変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ・ 認定再資源化工程高度化計画実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 廃棄物処理施設の種類及び処理する廃棄物の種類
- ・ 廃棄物処理施設の設置場所
- ・ 廃棄物処理施設の処理能力
- ・ 許可の条件の内容
- ・ 許可証提出の有無
- ・ その他留意事項

再資源化の実施の状況の報告等

◆ **特定産業廃棄物処分業者**※は、**毎年度**、産業廃棄物の**種類及び処分の方法の区分ごと**に、その**処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を**環境大臣に報告**しなければならないものとしている。

※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。

◆ 環境大臣は、報告された事項について、**公表**するものとする。

※ 特定産業廃棄物処分業者 (2025年2月1日施行)

一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。

二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

<公表内容のイメージ>

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●● 産業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破砕	400トン	400トン
●● 興業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
●● 工業	廃プラスチック	約24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

➡ **資源循環の促進に向けた情報基盤の整備と動静脈間のマッチング機会を創出**

## (政令・省令等のイメージ) その他の規定 施行日等

### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正】

一般廃棄物における熱分解に係る処理基準の規定に次を加える。

- 認定高度分離・回収事業計画（類型②）に記載された廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設の設備である場合は、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣が定める基準に規定する構造とする。

マニフェストの交付を要しない場合の規定に、次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者の規定に次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定
- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者からの委託（当該認定に係る認定高度再資源化事業計画に従って行われる場合に限る。）

### 【施行日】

この法律・政令・省令は、[令和七年十一月一日](#)から施行する。

（ただし、特定産業廃棄物処分業者に課す[再資源化の実施の状況の報告の制度](#)は、初年度は、事業者の負担を考慮した運用とする予定）

